

令和 8 年度

おいらせ町学校給食調理等業務委託に係る

公募型プロポーザル実施要領

おいらせ町教育委員会
学務課 学校給食センター

おいらせ町学校給食調理等業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

おいらせ町立学校給食センターでは、平成30年度から学校給食調理業務を民間委託している。その契約が令和8年度末で満了になるのに伴い、引き続き令和9年度からも給食調理等業務について民間委託することとし、その選定には公募型プロポーザル方式を採用し、優れた提案を行った民間業者を優先交渉権者として決定するために、実施要領等に基づき実施するものである。

2 業務概要

(1) 業務名称

おいらせ町学校給食調理等業務委託

(2) 業務内容

別添「おいらせ町学校給食調理等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に記述する業務及び提案に基づいた内容の業務

(3) 委託契約期間

契約締結の日から令和12年3月31日まで

※ 契約締結は令和8年12月下旬を予定

※ 調理業務については令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

(4) 提案上限額

総額	年次別委託料	
金288,200,000円 (消費税及び地方消費税額を含む)	令和8年度	金0円
	令和9年度	金94,145,333円
	令和10年度	金96,066,667円
	令和11年度	金97,988,000円

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

また、提案価格書は、上記の提案上限額を超えてはならない。

※ 契約締結後から業務開始までに係る人件費及び業務従事者等の研修に要する費用は、事業者が負担する。

※ 提案価格書は「消費税及び地方消費税」を含まない額

3 参加の条件等

(1) 参加資格

本提案に参加できる者は、以下のすべての条件を満たすものとする。

- ① 法人格を有し、本業務を円滑に遂行することができるよう、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- ② 学校給食法ほか学校給食関係法令等を熟知し、学校給食の趣旨を十分に理解するとともに、文部科学省の「学校給食衛生管理基準」及び厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」を遵守した業務が遂行できること。

- ③ 令和8年度おいらせ町競争入札等参加資格者名簿の「学校給食業務」に登録されていること。
- ④ 製造物責任法（平成6年法律第85号）に規定する損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険（PL保険）に加入している（することができる）こと。
- ⑤ 契約締結時点で履行保証人を確保できること。
- ⑥ 食品衛生法に規定する営業許可証（おいらせ町立学校給食センターを営業所とする飲食店営業）を取得することができること。

（2）応募者の制限

次に該当する者は、参加できないものとする。

- ① 国税及び地方税を滞納している者
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定のいずれかに該当する者
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者。または、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。
- ④ 過去3年以内で東北6県において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業処分を受けた者
- ⑤ おいらせ町競争入札参加資格業者指名停止要領（平成29年おいらせ町告示第49号）に基づく指名停止期間中である者

4 留意事項

- （1）参加に関して必要な一切の費用は、全て参加業者の負担とする。
- （2）参加表明書提出後、参加を辞退する場合は、参加辞退届出書（様式第5号）を使用し、提案書提出期限内に提出すること。提出自体は自由であり、辞退しても以後における不利益な取り扱いはしない。
- （3）提案書に記載した予定担当者を変更する場合には、事前に町に届け出るものとする。
- （4）提出書類の著作権等は、原則として書類の作成者に帰属する。ただし、優先交渉権者選定結果の公表において町がこの事業者に関し必要と認める用途については、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- （5）町が提示する資料は、参加に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、町の下承を得ることなく、第三者に対しこれを使用させ、内容を提示することを禁止する。
- （6）参加者は、1つの提案しか行うことができない。
- （7）提出された書類について、変更、差し替え又は再提出はできないものとする。また、提出書類についてはいかなる理由があっても返却しない。ただし、町が認めた場合はこの限りではない。
- （8）参加に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

- (9) 審査内容及び審査経過等については、公開しないものとする。
- (10) 審査結果に対する問い合わせや不服及び異議申し立てについては、一切認めない。
- (11) 次のいずれかに該当する参加者は、無効とする。
- ① 実施要領等にした参加者に必要な資格のない者が行った応募
 - ② 参加表明書に記載された者以外の者が行った応募
 - ③ 参加者の記名を欠く参加又は参加事項を明示しない応募
 - ④ 参加表明書等に虚偽の記載をした者が行った応募
 - ⑤ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募
 - ⑥ 2通以上の書類提出がなされた応募
 - ⑦ 審査の公平性に影響を与える行為（審査員との接触等）があった場合
 - ⑧ 著しく信義に反する行為があった場合
 - ⑨ その他実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した応募
- (12) 入札・契約等に係る手続きは「おいらせ町財務規則（平成18年3月1日規則第45号）」によるものとする。

5 募集等のスケジュール

(1) 募集スケジュール

募集から優先交渉権者の決定までのスケジュールは下記のとおりとする。ただし、受付等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日には行わない。

また土、日、祝祭日はセンターには職員が不在となるため、送付の際は注意すること。

日 程	内 容
令和8年 9月25日（金）	公告開始（実施要領等の公表）
9月28日（月） ～10月22日（木）午後3時まで	参加表明書受付期間
9月28日（月） ～10月14日（水）午前10時まで	質問の受付期間
10月13日（火）	現地説明会
10月19日（月）	質問の回答期限
10月23日（金） ～11月2日（月）午後3時まで	提案書提出期限（必着）
11月上旬	1次審査（書類審査、参加資格審査）
11月13日（金）まで	1次審査結果及び2次審査参加要請通知
11月下旬	2次審査 （提案書に係るヒアリング・プレゼンテーション）
11月下旬	優先及び次点交渉権者受託事業者の決定
11月下旬	2次審査に関する結果通知及び審査結果の公表
12月上旬～中旬	契約締結に向けた協議・調整、契約締結
契約締結後～令和9年3月31日	業務開始に向けた事前準備、業務等引継ぎ
令和9年4月1日	調理等業務の開始 （給食開始は4月8日予定）

※審査は、状況によりスケジュール及び審査方法等の変更を行う場合がある。

(2) 実施要領等に関する質問および回答

実施要領、仕様書の質問は、プロポーザル質問書（様式第4号）により受付し、口頭による質問は受付しない。

① 質問受付期間

- 期 限：令和8年9月28日（月）～10月14日（水）午前10時まで
- 提出方法：「様式第4号 プロポーザル質問書」により電子メール又はFAXにより提出すること

② 質問回答日 令和8年10月19日（月）まで

回答は、おいらせ町ホームページに公開する。

※注意：質問の有無、多寡は審査には全く影響しない。

(3) 現地説明会

当施設の概要、設備等について説明する。見学通路から調理場を目視できるが、調理場内に立ち入ることはできない。質問も受け付けるが、他の参加業者との公平を欠く質問には答えない。下記の日程、時間帯において実施するので、必ず電話やメールで予約をしてから来所すること。1事業者1回のみ参加とする。予約の時間帯以外は速やかに退去すること。

- 日程 令和8年10月13日（火） ※1日のみ
- 時間 ①午前9時00分～10時00分 ※各回1時間程度
②午前10時30分～11時30分
③午後1時00分～2時00分
④午後2時30分～3時30分
⑤午後4時00分～5時00分
- 予約締切 10月7日（水） 16時00分まで

※注意：現地説明会への参加の有無は審査には全く影響しない。

(4) 提出書類

参加者は、①参加表明に関する書類と②提案に関する書類を提出しなければならない。

- 提出先 おいらせ町立学校給食センター
- 提出方法 平日の午前8時30分から午後5時の間（最終日は午後3時まで）に着となるよう郵便（書留）又は宅配便で送付するか、窓口へ直接持参すること。
本件公募型プロポーザルにおける全書類の押印を廃止したことから、原本指定や複数の部数指定があるものを除き、電子メールでの提出も受け付けるが、1通につき容量3MB以内とすること。

① 参加表明に関する書類

- 提出書類
 - ア 参加表明書（様式第1号）
 - イ 添付書類

- i 会社概要書（様式第2号）
- ii 財務諸表の写し（直近の3年間分）
- iii 商業登記簿謄本（写し可。書類提出日直前3ヶ月以内に発行したもの。）
- iv 国税及び地方税の納税証明書（直近2年間分 原本）
 - ※「国税 納税証明書 その3」「法人税」「消費税及び地方消費税」
 - または「国税 納税証明書 その3の3」
- v 学校給食調理業務委託実績書（様式第3号）
- vi 参加資格要件確認書（様式第15号）

- 提出期限 令和8年10月22日（木）午後3時まで
- 提出部数 1部

② 提案に関する書類

- 企画提案書、提案価格書

ア 企画提案書

- i 提出様式 表紙（様式第6号）、提案書（様式第7号～様式第13号）
- ii 提出部数 様式集を参照（原則 正1部・副13部）※副本は社名を伏せる。
- iii 様 式 A4版用紙、横書き、左綴じ（2か所）とする。
 - ※左綴じする際は、とじ穴と被らないようホチキス止めすること。
- iv そ の 他 白黒、カラーは問わない。

イ 提案価格書

- i 提出様式 様式第14号
- ii 提出部数 1部
- iii 作成要領 費用の算出は、調理等業務を行うにあたっての経費を積算し、令和9年4月以降36ヶ月の総額を記載すること。（契約日から令和9年3月末までの間に経費が発生するものについては、業者負担とする。）
- iv 添付書類 提案価格の根拠として、積算内訳書（様式14号 別表）を作成し、提案価格書と一緒に提出すること。

- 提出期限 令和8年11月2日（月）午後3時まで

- 無効（失格）となる提案書

- ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
- イ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- ウ 虚偽の内容が記載されているもの。
- エ 提案価格が上限額を超えているもの。 ※税抜・税込の表示には注意

6 選考について

（1）おいらせ町学校給食調理等業務委託プロポーザル審査委員会による選考

選考にあたっては、別添「選定基準」に基づき、おいらせ町学校給食調理等業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において、提案書審査及びヒアリングを行い、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最も優れた提案を行った者を優先交渉権者として選考

する。また、次点交渉権者も併せて選考する。

(2) 優先交渉権者

委員会にて選考された優先交渉権者は、町と仕様並びに価格等協議のうえ、町の決定を受けることにより本業務受託事業者となる。

ただし、優先交渉権者と協議が整わない場合、町は次点交渉権者と協議を行うものとする。

(3) 受託事業者は、町と契約を締結し、学校給食調理等業務委託を実施する。

(4) 審査結果は、書面により参加者全員に通知する。

(5) 審査委員の構成は次のとおり

10名（学校長、栄養教諭等、養護教諭、PTA 代表、教育委員、保健所職員、町の職員）

7 審査及び提案評価について

(1) 参加資格審査・第1次審査

① 参加資格審査（書類審査）

委員会は、参加資格の確認審査を参加表明書等により、実施要領等に記載している要件を満たしていることを確認する。なお、資格不備の場合は失格とする。

② 第1次審査（基礎審査）

委員会は、基礎審査として提案書等に記載された内容が、次の各項目を満たしていることを確認する。なお、一項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。

ア 提出書類について、同一事項に対する二通り以上の提案または提案事項間の齟齬や矛盾が無いこと。

イ 提出書類について、様式集に沿った構成（項目の構成、枚数制限等）となっていること。

ウ 各様式に示す事項に対する提案の内容が仕様書を満たしていること。

③ 第1次審査（評価審査）

委員会は、評価審査として提案書等について、選定基準に示す審査基準に従って評価を行い、総合評価で順位付けし、得点の合計が最も高い提案から上位3事業者程度を選考する。ただし、参加事業者が3事業者に満たない場合または評価の低い参加事業者が複数ある場合は、3事業者に満たない参加事業者を選考することがある。

なお、参加事業者が少数の場合は、第1次審査を省略することがある。

④ 実施期日

令和8年11月上旬予定

(2) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

委員会は、第1次審査において選考された参加事業者を対象に、1事業者ずつプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。

審査基準は、第1次審査と同様に選定基準により評価を行い、2次審査の評価が最も高い提案を行った者を優先交渉権者として選考する。

① 実施期日

令和8年11月下旬予定 ※日時は別途通知する。

② 場所

別途通知する。

③ 時間

プレゼンテーションとヒアリング（質疑応答）を含めて30分程度

（説明15分、質疑応答15分）※準備・撤収は、審査前後約5分間に行うこと。

④ 出席者

3名以内 ※実施期日確定後、速やかに様式第16号にて報告すること。

⑤ 留意事項

ア 審査の順番については、提案書等の受付順とする。

イ 事業者の説明は、提出書類をもとに行い、追加資料等は認めない。

ウ パワーポイント等を利用する場合は、パソコンとプロジェクターを各自持参すること。

なお、スクリーンは町で準備する。

エ プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開とする。

オ 2次審査の合計得点が同点の場合は、提案価格が低い事業者を優先する。それでも決定しない場合は委員の多数決により決定し、同数の場合は、委員長が決定する。

カ 評価で著しく低い評価項目がある場合は、適切な候補者として選定しないことがある。

8 契約方法

優先交渉権者選定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、その際には、選定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

9 書類提出、連絡、問い合わせ先

〒039-2129

青森県上北郡おいらせ町中平下長根山 1-20

おいらせ町立学校給食センター 所長 村上 清孝

電話：0178-38-5881 FAX：0178-38-0090

E-mail：kyuu_gakumu_shoku2018@town.oirase.aomori.jp （3.0M/通まで）

10 おいらせ町ウェブサイト（ホームページ）

<https://www.town.oirase.aomori.jp/>

11 インフルエンザ等への対応について

感染状況により、スケジュールの変更や、参集の際には、マスク着用や手指消毒を要請する場合がある。